

令和 8 年笛吹市議会

第 1 回定例会議案

(追 加)

笛 吹 市

目 次

- 議案第42号 笛吹市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第43号 笛吹市介護保険条例の一部改正について
- 議案第44号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第45号 契約の締結について（みさかの湯大規模改修工事(機械設備)(債務)）
- 議案第46号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 同意第1号 兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について

令和8年3月24日 提出(追加)

笛吹市長 山下 政 樹



議案第 42 号

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成
16年笛吹市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表 19 の項を次のように改める。

19 学校医・学校歯科医	年額	181,000
--------------	----	---------

別表 20 の項中「薬剤師」を「学校薬剤師」に、「44,000」を「55,000」に改
める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

笛吹市立小中学校の学校医及び学校薬剤師の報酬額を改定するため、所要の
改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年笛吹市条例第48号)新旧対照表

改正案				現行			
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)			
区分		報酬の額(円)		区分		報酬の額(円)	
1~18 (略)	(略)	(略)	(略)	1~18 (略)	(略)	(略)	(略)
19	学校医・学校歯科医	年額	181,000	19	学校医 内科、耳鼻科、歯科	年額	148,000
20	学校薬剤師	年額	55,000	20	薬剤師	年額	44,000
21~68 (略)	(略)	(略)	(略)	21~68 (略)	(略)	(略)	(略)

議案第 43 号

笛吹市介護保険条例の一部改正について

笛吹市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市介護保険条例の一部を改正する条例

笛吹市介護保険条例(平成 16 年笛吹市条例第 136 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号ア中「この項において」を削る。

附則に次の 8 項を加える。

(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

- 12 第 1 号被保険者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この項及び次 3 項において同じ。)のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 2 条(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア及び第 12 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第 6 号ア中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得

た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

- 13 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。
- 14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第

2 項の規定によって計算した金額に 65 万円から令和 7 年給与所得控除額(令和 7 年中の所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5 の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。)」とする。

(令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

15 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 2 条の規定の適用については、当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)第 1 条の規定によ

る改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

17 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前2項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」と

いう。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第2条各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前2項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

18 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

19 附則第17項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、給与所得控除の適用拡大による保険料収入への影響を遮断するとともに、住民税の非課税の範囲内で就労する者に係る減免措置を規定するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市介護保険条例(平成16年笛吹市条例第136号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。ただし、保険料の減額賦課に係る第1号から第3号に該当する者の保険料率は、第1号から第3号の規定にかかわらず、第1号に該当する者にあつては20,520円、第2号に該当する者にあつては34,920円、第3号に該当する者にあつては49,320円とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 86,400円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下 <u> </u> 同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(13) (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。ただし、保険料の減額賦課に係る第1号から第3号に該当する者の保険料率は、第1号から第3号の規定にかかわらず、第1号に該当する者にあつては20,520円、第2号に該当する者にあつては34,920円、第3号に該当する者にあつては49,320円とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 86,400円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下 <u>この項において</u> 同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(13) (略)</p>

附 則

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

12 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この項及び次3項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。))」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額

附 則

[新設]

に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

- 13 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合

[新設]

には、0とする。以下同じ。)」とする。

14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれて
いる者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満で
ある者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条
(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12
号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地
方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得
金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第
26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、
第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は
第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の
2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)」
とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する
合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定
する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について
は、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所
得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金
額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令
和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与
等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控
除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加
えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場
合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額

[新設]

を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

15 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

[新設]

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円

未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満

であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

[新設]

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

17 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前2項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第2条各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前2項の規定の適用がないものとした場合に決

[新設]

定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

18 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

[新設]

19 附則第17項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

[新設]

議案第 44 号

令和 7 年度笛吹市一般会計補正予算(第 9 号)について

令和 7 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 354,017 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,037,699 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
18	寄附金	4,940,033	11,000	4,951,033
	1 寄附金	4,940,033	11,000	4,951,033
19	繰入金	8,385,515	△37,617	8,347,898
	2 基金繰入金	8,317,624	△37,617	8,280,007
22	市債	6,449,680	△327,400	6,122,280
	1 市債	6,449,680	△327,400	6,122,280
	歳 入 合 計	54,391,716	△354,017	54,037,699

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	17,257,129	△359,804	16,897,325
	2 児童福祉費	8,001,438	△359,804	7,641,634
8	土木費	3,002,758	0	3,002,758
	4 都市計画費	1,616,896	0	1,616,896
9	消防費	2,098,486	4,781	2,103,267
	1 消防費	2,098,486	4,781	2,103,267
10	教育費	5,629,774	1,006	5,630,780
	5 保健体育費	443,246	1,006	444,252
	歳 出 合 計	54,391,716	△354,017	54,037,699

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	警防事業	5,375

第3表 債務負担行為補正

1. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
石和第一保育所改築事業	令和8年度	636,435	令和8年度 から 令和9年度	1,065,129

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
一 般 事 業 債	1,590,500	証 書 又 は 証 券 行 発 行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率見直し を行った 後におい ては、当 該利率見 直し後の 利率とす る。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものとする。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利に借換えをす ることができる。	1,583,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
社会福祉施設 整備事業債	457,600				315,400			
施設整備事業債	177,700				0			

議案第 45 号

契約の締結について(みさかの湯大規模改修工事(機械設備)(債務))

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | みさかの湯大規模改修工事(機械設備)(債務) |
| 2 施 工 箇 所 | 笛吹市御坂町成田 2200 番地 みさかの湯 |
| 3 請 負 金 額 | 金 354,200,000 円(税込み) |
| 4 請 負 業 者 | 渡辺工業所・タナカ設備・小澤設備興業みさかの湯大規模改修工事(機械設備)共同企業体 |
| | 代表構成員 山梨県甲府市国母 5-9-24
株式会社 渡辺工業所
代表取締役 渡邊 信 |
| | 構 成 員 山梨県笛吹市御坂町尾山 3 2 3-1
有限会社 タナカ設備
代表取締役 田中 征志 |
| | 構 成 員 山梨県笛吹市石和町市部 5 2 0-5
小澤設備興業株式会社
代表取締役 望月 昌人 |

提案理由

みさかの湯大規模改修工事(機械設備)(債務)の請負契約を締結したいので、
笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例
第 2 条の規定により、本案を提出するものである。

建設工事請負仮契約書



- 1 契約番号 5071000144
- 2 工事名 みさかの湯大規模改修工事 (機械設備) (債務)
- 3 工事場所 笛吹市御坂町成田2200番地 みさかの湯
- 4 工期 着手 議会議決日の翌日
完成 令和9年3月5日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。

6 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	3	5	4	2	0	0	0	0	0

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 32,200,000円

- 7 契約保証金 保証保険等 (35,420,000円)
- 8 支払条件 前金払40%以内、部分払5回以内又は中間前金払20%以内、及び完成払
- 9 建設発生土の搬出先等 特記仕様書に定めがあるときは、その定めによる。
- 10 解体工事に要する費用等 別紙書面のとおりに

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決が得られないとき、本件仮契約は無効となる。この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 8年 3月16日



発注者 住所 山梨県笛吹市石和町市部7-7-7
笛吹市



受注者

代表構成員 職・氏名 笛吹市長 山下 政樹 印
住所 山梨県甲府市国分寺区目9番24号
商号又は名称 株式会社 渡辺工業所
代表者職・氏名 代表取締役 渡辺 信 印



構成員 住所 山梨県笛吹市御坂町成田323番地
商号又は名称 株式会社 小澤設備
代表者職・氏名 代表取締役 小澤 征志 印



構成員 住所 山梨県笛吹市御坂町市部520-5
商号又は名称 小澤設備株式会社
代表者職・氏名 代表取締役 小澤 征志 印
〒406-0031 電話 046-25-577

(議決日) 令和 年 月 日

議案第 46 号

人権擁護委員の候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 笛吹市石和町
氏 名 樋口 歌奈子
生年月日 昭和 37 年 11 月 23 日

提案理由

委員の任期満了に伴い、候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求めるものである。

同意第 1 号

兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任に
ついて

兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会の委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 笛吹市石和町
氏 名 神宮寺 隆
生年月日 昭和 36 年 1 月 9 日
新任再任の別 新任

提案理由

委員の退任に伴い、新たに委員を選任する必要があるため、兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第 3 条の規定により、同意を求めるものである。